

平成17年4月1日施行

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律

# 個人情報保護法

大切な情報、  
しっかりセキュリティ！

氏名

住所

生年月日

メール  
アドレス

性別

携帯番号

家族構成

職業

収入

総務省

## 「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」とは？

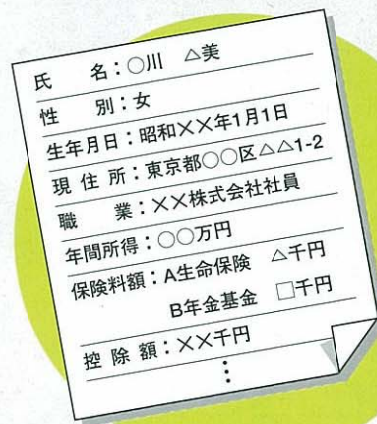
個人情報の不適正な取扱いによる個人の権利利益の侵害を未然に防止するため、独立行政法人等が個人情報の取扱いに当たって守るべきルールを定めた法律です。

この法律では、独立行政法人等が組織的に保有しているすべての個人情報が保護の対象となります（散在的に記録されている個人情報も保護の対象です。）。

## 「個人情報」とは？

「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、氏名、生年月日などにより、個人が誰であるかを識別することができる情報をいいます。個人の身体、財産などの属性に関する情報も、氏名などと一体となっていれば、「個人情報」に当たります。

また、氏名の情報などがなく、一見して個人が識別できないような情報であっても、例えば職員番号などを介して他の情報と照合することによって個人が識別できるものも「個人情報」に当たります。



氏名	：〇川 △美
性別	：女
生年月日	：昭和××年1月1日
現住所	：東京都〇〇区△△1-2
職業	：××株式会社社員
年間所得	：〇〇万円
保険料額	：A生命保険 △千円 B年金基金 □千円
控除額	：××千円
	：



## 「個人情報ファイル」とは？

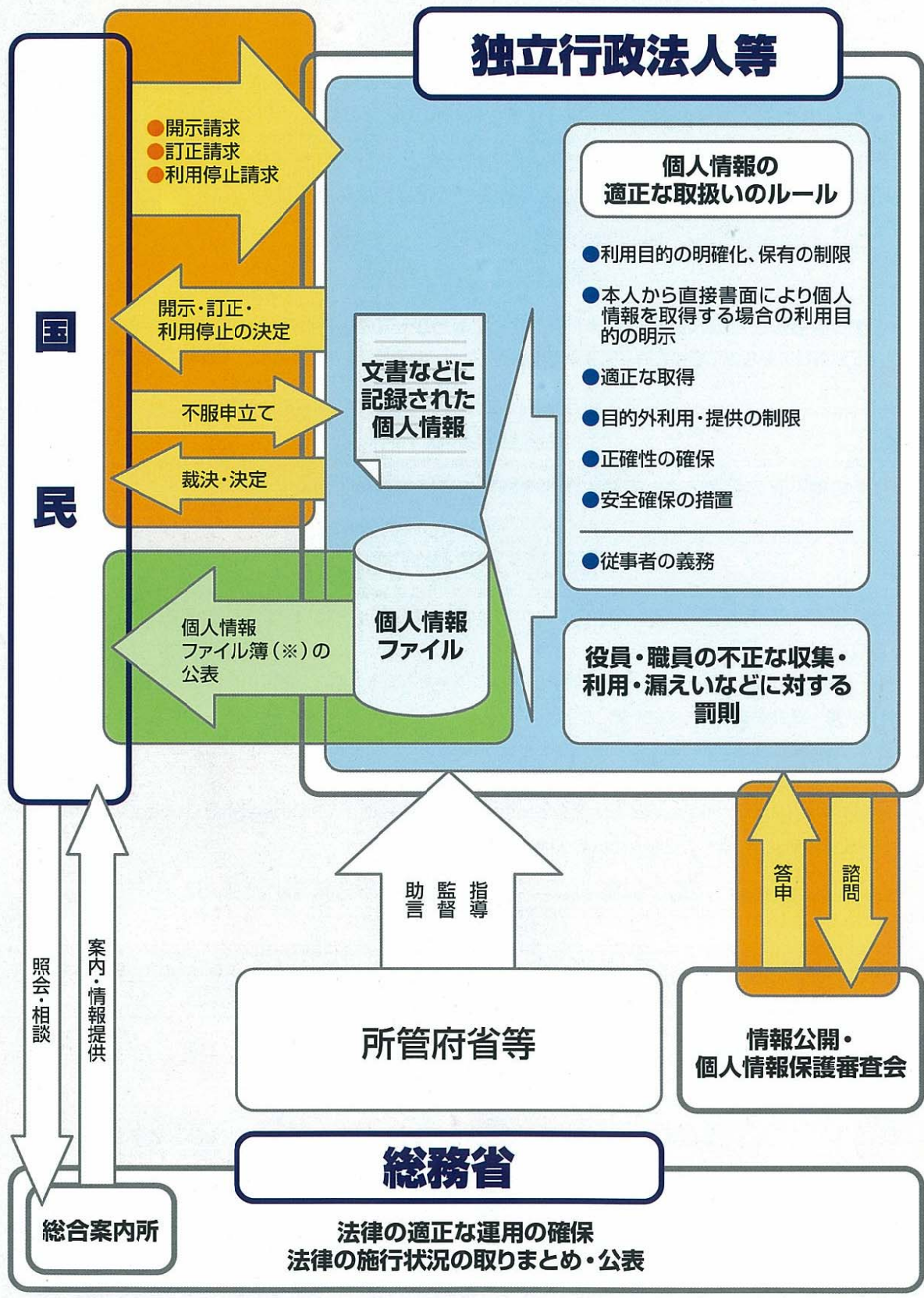
独立行政法人等が保有している個人情報（「保有個人情報」といいます。）には、体系的に整理されておらず、ばらばらに（散在的に）記録されているもののほか、体系的に整理された「個人情報ファイル」に記録されているものがあります。

「個人情報ファイル」とは、一定の事務を達成するために、特定の保有個人情報を検索することができるように体系的に構成した、保有個人情報を含む情報の集合物です。

「個人情報ファイル」には、①電子計算機を用いて検索できるもの（電算処理ファイル）と、②五十音順に並べたカルテのように手作業で容易に検索できるもの（マニュアル処理ファイル）があります。



独立行政法人等の個人情報保護法のしくみ



※個人情報ファイルの名称、利用目的、記録項目などの“あらまし”を記載した帳簿です。

# 個人情報の 適正な取扱い

# 1

## 独立行政法人等が守るべき 個人情報の取扱いのルール

### 保有の制限

個人情報の保有に当たっては、利用目的を明確にしなければなりません。  
利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはなりません。

### 利用目的の明示

本人から直接書面で個人情報を取得するときは、あらかじめ利用目的を明示しなければなりません。  
※ただし、取得状況からみて利用目的が明らかな場合などには、利用目的を明示しなくてもよいこととされています。

### 適正な取得

偽りその他不正の手段によって個人情報を取得してはなりません。

### 利用及び提供の制限

法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために、保有している個人情報を利用・提供してはなりません。

※ただし、個人情報の本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがないことを前提に、以下の場合には、目的外の利用・提供が認められています。

- ① 本人の同意があるとき・本人に提供するとき
- ② 独立行政法人等の内部での目的外利用で「相当な理由」のあるとき
- ③ 行政機関、他の独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人への目的外提供で「相当な理由」のあるとき
- ④ 行政機関等以外の者への目的外提供で「特別の理由」のあるとき

### 正確性の確保

利用目的の達成に必要な範囲内で、保有している個人情報が過去又は現在の事実と合致するように努めなければなりません。

### 安全確保の措置

保有している個人情報の漏えいなどの防止のために必要な措置を講じなければなりません。

### 従事者の義務

業務に関して知り得た個人情報の内容を、みだりに他人に知らせたり、不当な目的に利用してはなりません。

## 個人情報の 適正な取扱い 2

以下の行為を行った職員には、  
罰則が適用されます。



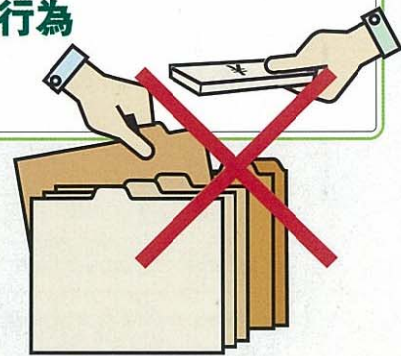
**個人の秘密が記録された電子計算機処理の個人情報ファイルを  
正当な理由なく提供する行為  
(2年以下の懲役又は100万円以下の罰金)**

例えば、職員が、個人の秘密が記録されているデータベースをフロッピー等の媒体に複製して、業務上必要がない者に提供した場合が該当します。



**業務に関して知り得た保有個人情報を  
不正な利益を図る目的で提供又は盗用する行為  
(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)**

例えば、職員が、許認可等に係る個人の氏名・住所・電話番号等が記載された名簿を名簿業者に売却したり、退職後の起業に利用した場合が該当します。



**個人の秘密が記録された文書、図画又は電磁的記録を、  
職権を濫用して、専ら職務の用以外の用で収集する行為  
(1年以下の懲役又は50万円以下の罰金)**

例えば、職員が、個人的興味を満たす目的で、自己の職務を装って、他人の健康診断結果を入手した場合が該当します。



# 個人情報ファイル簿の 作成・公表

- 電算処理ファイル及びマニュアル処理ファイルの“あらし”を記載した「個人情報ファイル簿」を作成し、公表しなければなりません。

(職員の人事・福利厚生に係るファイルや、業務上の連絡のために用いるファイル、記録されている本人の数が1000人未満のファイルなどについては、事前通知及び個人情報ファイル簿の作成・公表の必要はありません。)

- 「個人情報ファイル簿」は、各独立行政法人等の窓口で閲覧に供されるほか、各独立行政法人等のホームページに掲載されます。(当該URLは、「電子政府の総合窓口」(e-Gov) (<http://www.e-gov.go.jp/>) で紹介されます。)

## 個人情報ファイル簿のイメージ

個人情報ファイルの名称	○○給付金ファイル	
独立行政法人等の名称	独立行政法人○○機構	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	○○課、○○課	
個人情報ファイルの利用目的	○○給付金の申請に係る審査、給付事務に利用する。	
個人情報ファイルの記録項目	1申請番号、2氏名、3住所、4申請年月日、5申請項目、6申請金額、7………	
記録範囲	○○給付金の受給を申請した者(平成○○年度～)	
記録情報の収集方法	○○給付金申請書	
記録情報の経常的提供先	△△省△△局△△課	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 独立行政法人○○機構○○課	
	(所在地) 千代田区霞が関○-○-○	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	5及び6のファイル記録項目の内容については、○○援護法施行規則(平成○○年○○省令第○○号)の規定により、訂正及び利用停止を請求できる。	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第2条第4項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第2条第4項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第4条第3号に該当するファイルの有無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考		

# 本人関与のしくみ

## 開示請求制度

誰でも、独立行政法人等が保有している自分の個人情報について、開示を請求することができます。（未成年者・成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって請求することができます。訂正請求、利用停止請求についても同じです。）

独立行政法人等は、不開示情報を除いて、開示しなければなりません。

## 訂正請求制度

誰でも、開示を受けた個人情報について、内容が事実でないと思うときは、訂正を請求することができます。

独立行政法人等は、請求に理由があると認めるときは、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正を行わなければなりません。

## 利用停止請求制度

誰でも、開示を受けた個人情報について、不適法な取得、利用又は提供が行われていると思うときは、利用の停止等を請求することができます。

独立行政法人等は、請求に理由があると認めるときは、適正な取扱いを確保するために必要な限度で利用の停止等を行わなければなりません。

## 不開示などの決定に対する不服申立て

不開示などの決定に不服がある者は、行政不服審査法による不服申立てを行うことができます。不服申立てを受けた独立行政法人等は、情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければなりません。同審査会では、第三者的な立場から、不服申立てについて調査審議します。

書類、データ



しっかり管理！

## 「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の対象法人

(平成17年4月1日現在)

### ■独立行政法人【109法人（すべて対象）】

### ■国立大学法人【89法人（すべて対象）】

### ■大学共同利用機関法人【4法人（すべて対象）】

### ■特殊法人【24法人】

- 日本郵政公社
- 日本道路公団
- 首都高速道路公団
- 阪神高速道路公団
- 本州四国連絡橋公団
- 沖縄振興開発金融公庫
- 国民生活金融公庫
- 農林漁業金融公庫
- 中小企業金融公庫
- 住宅金融公庫
- 公営企業金融公庫
- 日本政策投資銀行
- 国際協力銀行
- 商工組合中央金庫
- 日本原子力研究所
- 核燃料サイクル開発機構
- 年金資金運用基金
- 日本中央競馬会
- 地方競馬全国協会
- 日本自転車振興会
- 日本小型自動車振興会
- (財)日本船舶振興会
- 日本私立学校振興・共済事業団
- 放送大学学園

### ■認可法人【4法人】

- 総合研究開発機構
- 預金保険機構
- 農水産業協同組合貯金保険機構
- 日本銀行

## 総務省行政管理局 個人情報保護室

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2  
電話 03-5253-5111 (代表)  
e-Mail hogo@soumu.go.jp

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律を詳しくお知りになりたい方は、  
● 総務省行政管理局ホームページ (<http://www.soumu.go.jp/gyoukan/kanri/kenkyu.htm>)  
● 電子政府の総合窓口 (e-Gov) (<http://www.e-gov.go.jp>) をご覧下さい。